平成２８年（フ）第２４０１号
大阪市西淀川区千舟３丁目７番９号　みつる荘２階
債務者　山崎　勝也
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７７８号
大阪市西区九条南３丁目28番７号
債務者　藤田　欽也
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　　務
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８５２号
大阪府東大阪市長田中５丁目１番37―505号
債務者　古賀　義幸
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱崎　千草
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９９４号
大阪市中央区大手通２丁目３番７―906号
債務者　安岡　優子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０９号
奈良県香芝市逢坂５丁目307番地１　ライフステージ香芝桜道105号
債務者　吉島　隆裕
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南條　浩志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月20日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第８５４号
埼玉県上尾市中妻１丁目９番地１　ベルフローラル北上尾303
債務者　内田　丈朗
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織田　恭央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５６７号
埼玉県蓮田市大字黒浜4534番地８
債務者　佐藤　　勉
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　龍　由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２８２９号
堺市南区泉田中992番地１
債務者　吉田　武夫
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　知也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１０９号
大阪府枚方市津田東町２丁目41番３号
債務者　植田勝二郎
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　隆幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２７７２号
大阪市東成区深江北１丁目３番４号　ドミール深江橋　403号
債務者　見吉　秀夫
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０７７号
大阪市北区大淀中５―14―52―403、住民票上の住所大阪府茨木市南春日丘３丁目１番35号　ラジユニール春日丘503号
債務者　下坂　雅俊
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１０４号
大阪府寝屋川市中木田町36番３―801号
債務者　石川　末子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１０７号
大阪府高槻市川添２丁目29番22号　フラッツハイツ―102号、前住所大阪府高槻市大畑町19番５号びらよすみ404号
債務者　河野久美子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１８２号
大阪府守口市藤田町６丁目４番１―402号
債務者　茂登利陽一
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１９５号
大阪府枚方市北中振２丁目３番36―403号
債務者　北村美千代
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２０２号
大阪府豊中市庄内西町４丁目９番26―805号
債務者　嘉門　猛夫
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２０４号
大阪府寝屋川市成田西町１番34号（102号）
債務者　亀島千加子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部